

特定非営利活動法人 大学宇宙工学コンソーシアム会員規約

【定義】

第1条 本規約は、特定非営利活動法人大学宇宙工学コンソーシアム(以下 UNISEC)における、NPO 会員(以下、会員)の規約である。

【会員の目的】

第2条 UNISEC の活動に際して、会員は本規約を尊重し、UNISEC の目的を達成するため、UNISEC の事業を賛助・後援する。

【会員資格】

第3条 会員は、UNISECの目的に賛同して本会員規約に同意し、且つ入会金及び年会費を支払った者とする。

2 ただし、次の各号に該当する者からの入会は除くものとする。

- (1)過去に他の特定非営利活動法人または任意団体等から除名処分を受けたことのある者
- (2)宗教の布教、選挙運動、政治思想の普及、商品の販売および他の団体への勧誘を目的として入会しようとする者
- (3)設立の認証を取り消された特定非営利活動法人において、解散当時に役員であった者
- (4)「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団に所属している者または暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体に所属している者
- (5)入会申し込み虚偽の記載があった場合

【会員の種別】

第4条 正会員と賛助会員から構成される。正会員は活動を推進する個人及び団体であり、総会における議決権を有する。つまり、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とするものである。賛助会員は活動を賛助・後援する個人及び団体であり、総会における議決権を有しない。

【入会手続き】

第5条 会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、入会の申し込みを受領し、入会金および初年の年会費の入金を確認した後すみやかに入会を承認し、入会の可否を通知する。

【入会金及び年会費】

第6条 会員は入会金と年会費を支払わなくてはならない。

2 入会金は会員種別にかかわらず、入会時に1万円を支払う。

3 年会費は、会員種別毎に一口の額を以下とする。

- (1)個人正会員 1万円
- (2)個人賛助会員 2万円
- (3)非営利団体正会員 2万円
- (4)非営利団体賛助会員 4万円
- (5)営利団体正会員 5万円
- (6)営利団体賛助会員 10万円

3 年会費の支払い時期については、UNISEC の会計年度が始まる前に、任意の方法で行う。

【退会】

第7条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

- (1)本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または正会員である団体が消滅したとき。
- (2)会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。

【除名】

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により除名することができる。

- (1)定款に違反したとき。
- (2)会員規約に著しく違反したとき。
- (3)UNISECの名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

ただし、入会申し込みに虚偽の記載が判明した場合については、理事長は事前に通告することなく直ちに除名することができる。

2 会員資格が取り消された場合、UNISEC は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わない。

【会員規約の変更】

第9条 本規約は理事会の承認により会員の同意なく変更できる。

【附則】

1. 本規約は、「特定非営利活動法人 大学宇宙工学コンソーシアム会員規約」として、2013年(平成25年)3月13日に制定された。

以上